

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	健康増進事業に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
旭川市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために必要な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	健康増進に関する事務において、がん検診については専用システムを利用しているが、保守管理委託業者による不正入手、不正な使用等への対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、契約締結時には契約書に秘密保持に関する事項を含めるなどしている。

評価実施機関名
旭川市長

公表日
令和7年12月1日

項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進事業に関する事務			
②事務の内容	<p>本市では健康増進法に基づきがん検診を実施しているが、その受診状況等を適切に管理するため、システムを利用し事務を行っている。特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種がん検診の実施に関する事務 <p>【事務の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 受診勧奨 住民基本台帳(以下「住基」という。)の情報を基に、必要に応じ、対象年齢となった者にがん検診の案内を送付する。 繰越受診通知書の発行 該当のがん検診について、前年度受診対象者のうち前年度に受診しなかった者が受診を希望する場合は、受診可能であることを通知する。 がん検診記録の管理 医療機関等でがん検診を受けた市民の受診票等について、当該医療機関等から提出を受け、検診結果を入力・管理する。 精密検査記録の管理 1次検診で要精密検査と診断された市民について、医療機関から連絡票の提出を受け、2次検診結果(精密検査結果)を入力・管理する。 			
③対象人数	<p>＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>			

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	GPRIME健康管理システム(がん検診)			
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> がん検診(1次検診分)入力処理 がん検診(2次検診分)入力処理 がん検診エラー処理 実施医療機関の登録及び修正 住民情報更新処理 がん検診統計処理 がん検診受診実績表作成処理 がん検診支出関連帳票作成処理 中間サーバーコネクタへの副本データ登録処理 			
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバーコネクタ)</p>			

システム2

①システムの名称	中間サーバーコネクタ			
②システムの機能	<p>団体内統合宛名管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とをひも付けて管理する。 宛名情報管理機能 氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所の基本5情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。 			
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバー、GPRIME健康管理システム(がん検診))</p>			

システム3

①システムの名称	中間サーバー		
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・符号管理機能: 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 ・情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 ・情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 ・既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、中間サーバーコネクタ及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 ・情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があつた旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 ・情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 ・データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 ・セキュリティ管理機能: セキュリティを管理するための機能 ・職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 ・システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能 		
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバーコネクタ)</p>		

3. 特定個人情報ファイル名

がん検診台帳ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の111の項 個人番号を利用することができる事務のうち健康増進事業に関する事務(事業の実施)が「市町村長」の項
--------	---

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	<p>[<input type="checkbox"/> 実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 2 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号) 【情報提供】 (1) 第2条の表について、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であつて第141条で定めるもの」が含まれる項(139の項) (2) 第141条 【情報照会】 (1) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であつて第141条で定めるもの」が含まれる項(139の項) (2) 第141条</p>

6. 評価実施機関における担当部署

①部署	旭川市健康保健部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長

7. 他の評価実施機関

--

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
がん検診台帳ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[<input type="checkbox"/> システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・胃がん、肺がん、大腸がん検診対象者…40歳以上の者。 ・子宮がん検診…20歳以上の女性。 ・乳がん検診…40歳以上の女性。 	
④記録される項目	[<input type="checkbox"/> 100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () 	
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報:対象者を正確に特定するため ・連絡先等情報:受診票・原簿と突合し、対象者を正確に特定するため ・業務関係情報 健康・医療関係情報:対象者本人の受診履歴の把握を確実に行うため 	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	令和4年4月1日	
⑥事務担当部署	旭川市健康保健部健康推進課	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 (市民生活部市民課) [<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 () [<input type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他の市区町村など) [<input type="checkbox"/>] 民間事業者 (医療機関) [<input type="checkbox"/>] その他 () 	
②入手方法	<ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] その他 () 	

③使用目的 ※		がん検診対象者の把握・管理のため使用する					
④使用の主体	使用部署	旭川市健康保健部健康推進課					
	使用者数	[10人未満]		<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上			
⑤使用方法		1 検診対象者の管理 ・検診等の受診希望者の対象要件を確認する。 2 検診結果の管理 ・検診委託機関からがん検診の受診結果情報を受け取り、受診結果を登録する。 3 統計報告資料の作成 ・受診対象者の情報と検診結果から統計報告資料を作成する。					
情報の突合		上記2における住所、氏名、生年月日の確認のため、住基情報と突合する。					
⑥使用開始日		令和4年4月1日					
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託							
委託の有無 ※		[委託する]		<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件			
委託事項1		GPRIME健康管理システム(がん検診)管理					
①委託内容		システムのプログラム変更、システムに関する問合せ、システムに不具合が生じた場合の修正、データの検索、抽出、出力、変更、その他システム管理に必要な事項					
②委託先における取扱者数		[10人未満]		<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上			
③委託先名		株式会社 旭川保健医療情報センター					
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]		<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない			
	⑤再委託の許諾方法						
	⑥再委託事項						
委託事項2		がん検診データ入力					
①委託内容		がん検診の結果が記載された各入力票、検診原簿等のデータ入力処理					
②委託先における取扱者数		[10人未満]		<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上			
③委託先名		株式会社 旭川保健医療情報センター					
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]		<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない			
	⑤再委託の許諾方法						
	⑥再委託事項						

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (1) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない	
提供先1	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表139の項	
②提供先における用途	健康増進法によるがん検診の実施に関する事務に使用	
③提供する情報	がん検診の実施に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	健康増進法によるがん検診対象者	
⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑦時期・頻度		

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	<p>＜旭川市の措置＞</p> <ul style="list-style-type: none">・紙媒体の情報については、旭川市の事務取扱規程に基づく文書保管(保存及び廃棄)を行う。・データ保管場所については、鍵や監視機能等によって許可されない者は立ち入れない電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理を行っている。(管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行う部屋をいう。)・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザーに対する認可機能によって、そのユーザーがシステム上で利用できることを制限することで認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none">①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none">①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
---	--

7. 備考

--

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【識別情報】

個人番号、宛名番号

【連絡先等情報】

氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所

【業務関係情報】

(胃がん検診)

受診日、受診時年齢、受付番号、医療機関名、個別集団の別、検査方法、精密検査対象有無、その他所見名、受給資格、国保有無、精検受診日、精検受診時年齢、精検医療機関名、精検術式、精検判定、精検指示事項、精検その他所見

(大腸がん検診)

受診日、受診時年齢、受付番号、医療機関名、個別集団の別、便血液検査判定、精密検査対象有無、その他所見名、受給資格、国保有無、精検受診日、精検受診時年齢、精検医療機関名、精検術式、精検判定、精検指示事項、精検その他所見

(肺がん検診)

受診日、受診時年齢、受付番号、医療機関名、個別集団の別、フィルム番号(胸部X線)、結果(胸部X線)、所見(喀痰)、結果(喀痰)、精密検査対象有無、その他所見名、受給資格、国保有無、精検受診日、精検受診時年齢、精検医療機関名、精検術式(精検胸部X線)、精検方法(精検喀痰)、精検総合結果、精検その他所見

(乳がん検診)

受診日、受診時年齢、受付番号、医療機関名、個別集団の別、マンモ部位、マンモ結果、HPV結果、精密検査対象有無、その他所見名、受給資格、国保有無、精検受診日、精検受診時年齢、精検医療機関名、精検術式、精検判定、精検指示事項、精検その他所見

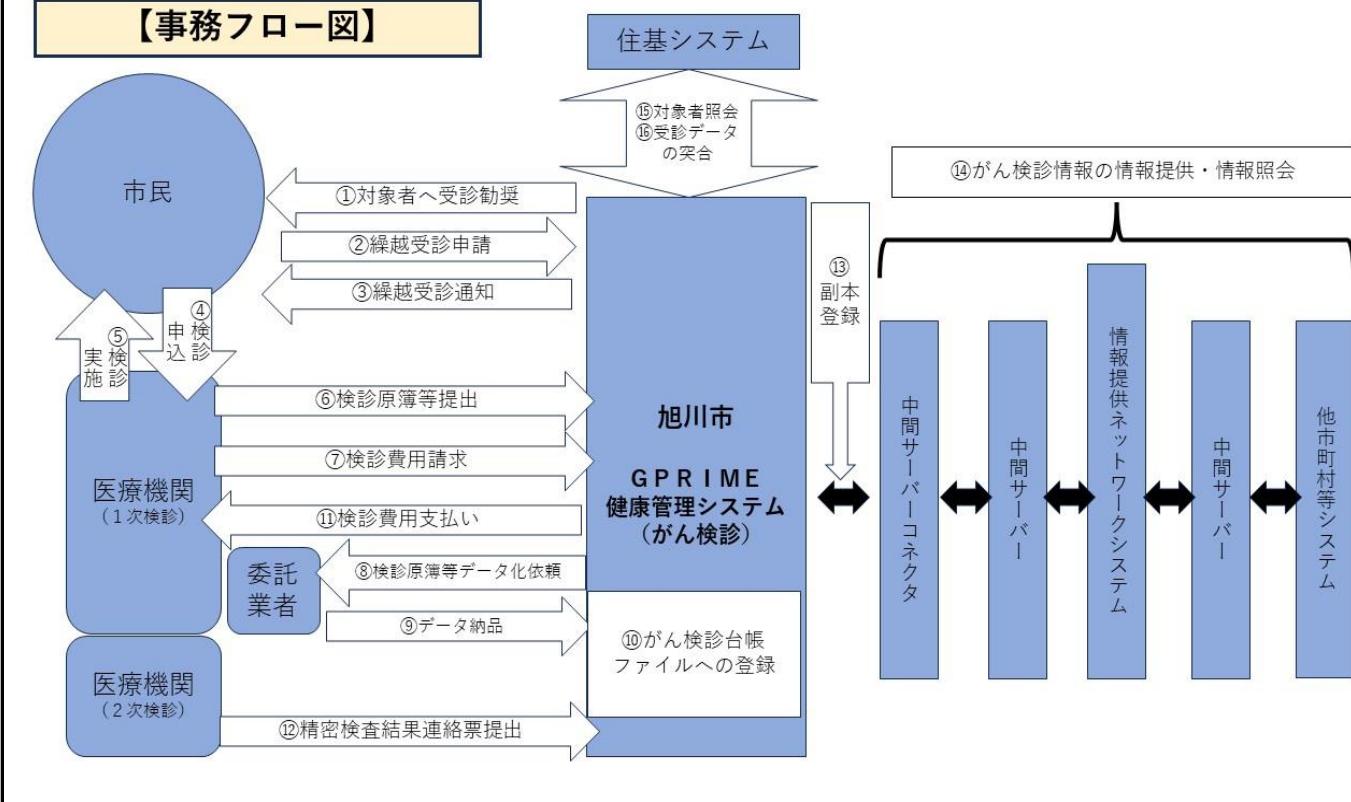
(子宮がん検診)

受診日、受診時年齢、受付番号、医療機関名、個別集団の別、頸部スメア、頸部結果、体部スメア、体部結果、精密検査対象有無、その他所見名、受給資格、国保有無、精検受診日、精検受診時年齢、精検医療機関名、精検体部結果、精検頸部結果、精検指示事項、精検結果判定、精検その他所見

(ピロリ菌検査)

受診日、受診時年齢、受付番号、医療機関名、個別集団の別、検査結果、国保有無

【事務フロー図】



III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
がん検診台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 情報入手の際には、対象者の複数情報の突合により対象者以外の情報入手の防止に努める。 府内連携システムから入手する場合、対象者以外の情報や不必要な情報を入手できないようにする。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 システムについては、府内連携を介し、目的を越えた紐付けがなされないように適切なアクセス制御がされている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> システムを利用できる職員の限定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 また、成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・パソコンのディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
[] 委託しない	
リスク：委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> 秘密の保持 複写及び複製の禁止 事故発生時の報告 委託契約終了時の個人情報の返還・処分等の義務付け

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない		
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない（入手） [] 接続しない（提供）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>（※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>（※2）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>（※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>					
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>					
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
<p>＜旭川市における措置＞</p> <p>①本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで、安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>						
7. 特定個人情報の保管・消去						
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク						
①事故発生時手順の策定・周知	<p>[十分に行っている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>					
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>					
その内容						
再発防止策の内容						
その他の措置の内容						
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>					

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバー・プラットフォームにおける物理的対策の措置＞

中間サーバー・プラットフォームは、政府共通システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。

なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理対策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

- ・ISO/IEC27017、ISO/27018の認証を受けている。
- ・日本国内でデータを保管している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける技術的対策の措置＞

①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピューターウィルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括敵に保護する措置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。

②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。

⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。

8. 監査

実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 自己点検	<input checked="" type="radio"/> 内部監査	<input checked="" type="radio"/> 外部監査
-------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<input checked="" type="radio"/> 十分に行っている	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>＜本市における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none">・職員に対し、個人情報保護及びマイナンバー制度に関する研修を行っている。 <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none">・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	

10. その他のリスク対策

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号 0166-25-6012
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	旭川市健康保健部健康推進課(健康企画担当) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎4階) 電話番号 0166-25-6315
②対応方法	受付簿を作成し、処理する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価

①実施日	令和7年12月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)

2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】

①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	

3. 第三者点検【任意】

①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 6 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	4情報	5情報	事前	事後で足りるもの任意で事前に提出(様式変更に伴うもの)
令和7年8月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<ul style="list-style-type: none"> ・紙媒体の情報については、旭川市の事務取扱規程に基づく文書保管(保存及び廃棄)を行う。 ・データ保管場所については、鍵や監視機能等によって許可されない者は立ち入れない電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理を行っている。(管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行う部屋をいう。) ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザーに対する認可機能によって、そのユーザーがシステム上で利用できることを制限することで認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 	<p>＜旭川市の措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙媒体の情報については、旭川市の事務取扱規程に基づく文書保管(保存及び廃棄)を行う。 ・データ保管場所については、鍵や監視機能等によって許可されない者は立ち入れない電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理を行っている。(管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行う部屋をいう。) ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザーに対する認可機能によって、そのユーザーがシステム上で利用できることを制限することで認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	事前	重要な項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられている。 (J-LISからの通知に基づく)

令和7年8月4日	<p>III リスク対策</p> <p>7 特定個人情報の保管・消去 保管場所</p> <p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	-	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける物理的対策の措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームは、政府共通システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理対策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける技術的対策の措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピューターウィルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する措置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パーソナルファイアウォールの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 	事前	<p>重要な項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられている。</p> <p>(J-LISからの通知に基づく)</p>
令和7年8月4日	<p>III リスク対策</p> <p>9 従業者に対する教育・啓発</p>	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対し、個人情報保護に関する研修を行っている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対し、個人情報保護に関する研修を行っている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 	事前	<p>重要な項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられている。</p> <p>(J-LISからの通知に基づく)</p>

令和7年8月4日	III リスク対策 10 その他のリスク対策	-	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事前	重要な項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられている。 (J-LISからの通知に基づく)
令和7年12月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	本市では健康増進法に基づきがん検診を実施しているが、その受診状況等を適切に管理するため、システムを利用し事務を行っている。特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 各種がん検診の受診等に関する事務	本市では健康増進法に基づきがん検診を実施しているが、その受診状況等を適切に管理するため、システムを利用し事務を行っている。特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ・各種がん検診の実施に関する事務 【事務の内容】 (1) 受診勧奨 住民基本台帳(以下「住基」という。)の情報を基に、必要に応じ、対象年齢となった者にがん検診の案内を送付する。 (2) 繰越受診通知書の発行 該当のがん検診について、前年度受診対象者のうち前年度に受診しなかった者が受診を希望する場合は、受診可能であることを通知する。 (3) がん検診記録の管理 医療機関等でがん検診を受けた市民の受診票等について、当該医療機関等から提出を受け、検診結果を入力・管理する。 (4) 精密検査記録の管理 1次検診で要精密検査と診断された市民について、医療機関から連絡票の提出を受け、2次検診結果(精密検査結果)を入力・管理する。	事後	記載を具体化
令和7年12月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	がん検診・予防接種・結核健診システム	GPRIME健康管理システム(がん検診)	事前	ガバメントクラウド移行に伴うシステム更改

令和7年12月1日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能</p>	<p>(1)がん一次検診旭川がん検診センター分入力処理 (2)がん一次検診医療機関分入力処理 (3)がん二次検診入力処理 (4)胃がん・肺がん検診車登録処理 (5)がん検診エラー処理 (6)がん検診医療機関の登録及び修正 (7)住民情報更新処理 (8)がん一次検診統計処理 (9)がん検診受診実績表作成処理 (10)がん検診年報用統計処理 (11)がん検診支出関連帳票出力及びデータスク作成</p>	<p>(1)がん検診(1次検診分)入力処理 (2)がん検診(2次検診分)入力処理 (3)がん検診エラー処理 (4)実施医療機関の登録及び修正 (5)住民情報更新処理 (6)がん検診統計処理 (7)がん検診受診実績表作成処理 (8)がん検診支出関連帳票作成処理 (9)中間サーバーコネクタへの副本データ登録処理</p>	事前	ガバメントクラウド移行に伴うシステム更改
令和7年12月1日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続</p>	(略) [○]その他(住民健診情報照会システム)	(略) [○]その他(中間サーバーコネクタ)	事前	ガバメントクラウド移行に伴うシステム更改等
令和7年12月1日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称</p>	住民健診情報照会システム	中間サーバーコネクタ	事後	ガバメントクラウド移行に伴うシステム更改により、前回システムの廃止 庁内の表現統一のため、中間サーバーコネクタを追加
令和7年12月1日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能</p>	(記載なし)	<p>団体内統合宛名管理 ・団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とをひも付けて管理する。 ・宛名情報管理機能 氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所の基本5情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 ・中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。</p>	事後	庁内の表現統一のため、中間サーバーコネクタを追加
令和7年12月1日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続</p>	(記載なし)	(略) [○]その他(中間サーバー、GPRIME健康管理システム(がん検診))	事後	庁内の表現統一のため、中間サーバーコネクタを追加

令和7年12月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称	(新設)	中間サーバー	事後	庁内での表現統一のため、中間サーバを追加
令和7年12月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	(記載なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・符号管理機能: 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 ・情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 ・情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 ・既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、中間サーバーコネクタ及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 ・情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があつた旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 ・情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 ・データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 ・セキュリティ管理機能: セキュリティを管理するための機能 ・職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 ・システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能 	事後	庁内での表現統一のため、中間サーバを追加

令和7年12月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	(記載なし)	[○]情報提供ネットワークシステム (中略) [○]その他(中間サーバーコネクタ)	事後	府内での表現統一のため、中間サーバを追加
令和7年12月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の76の項 個人番号が利用することができる事務のうち健康増進事業に関する事務(事業の実施)が「市町村長」の項	番号法第9条第1項 別表の111の項 個人番号を利用することができる事務のうち健康増進事業に関する事務(事業の実施)が「市町村長」の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年12月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2に関する事項 【情報提供】 (1) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(百二の二の項) 【情報照会】 (1) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(百二の二の項) 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供】、【情報照会】 (1) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成2年12月12日号外内閣府、務省令第7号)【第五十条】	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 2 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号) 【情報提供】 (1) 第2条の表について、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって第141条で定めるもの」が含まれる項(139の項) (2) 第141条 【情報照会】 (1) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって第141条で定めるもの」が含まれる項(139の項) (2) 第141条	事後	法改正に伴う修正
令和7年12月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	旭川市保健所健康推進課	旭川市健康保健部健康推進課	事後	機構改革に伴う修正
令和7年12月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長	健康推進課長	事後	表現の統一
令和7年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	旭川市保健所健康推進課	旭川市健康保健部健康推進課	事後	機構改革に伴う修正

令和7年12月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]本人又は本人の代理人 []評価実施機関内の他部署 [○]民間事業者 [○]その他(庁内連携システム)	[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署(市民生活部市民課) [○]地方公共団体・地方独立行政法人 [○]民間事業者(医療機関) []その他	事前	ガバメントクラウド移行に伴うシステム更改等による修正
令和7年12月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	旭川市保健所健康推進課健康推進係	旭川市健康保健部健康推進課	事後	組織変更
令和7年12月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	(記載なし)	上記2における住所、氏名、生年月日の確認のため、住基情報と突合する。	事前	ガバメントクラウド移行に伴うシステム更改等による追記
令和7年12月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	[委託する] 3件	[委託する] 2件	事前	システム更改に伴う委託内容の変更
令和7年12月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	がん検診・予防接種・結核健診システム管理	GPRIME健康管理システム(がん検診)管理	事前	システム更改に伴う委託内容の変更
令和7年12月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 委託内容	システムのプログラム変更、システムに関する問合せ、システムに不具合が生じた場合の修正、データの検索、抽出、出力、変更に関すること	システムのプログラム変更、システムに関する問合せ、システムに不具合が生じた場合の修正、データの検索、抽出、出力、変更、その他システム管理に必要な事項	事前	システム更改に伴う委託内容の変更
令和7年12月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	住民健診情報照会システム管理	(削除)	事前	システム更改に伴う委託内容の変更
令和7年12月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)□ 提供・移転の有無	[○]行っていない	[○]提供を行っている (1)件	事後	記載事項の整理

令和7年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)□ 提供先1	(記載なし)	市町村長	事後	記載事項の整理
令和7年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)□ ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表139の項	事後	記載事項の整理
令和7年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)□ ②提供先における用途	(記載なし)	健康増進法によるがん検診の実施に関する事務に使用	事後	記載事項の整理
令和7年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)□ ③提供する情報	(記載なし)	がん検診の実施に関する情報	事後	記載事項の整理
令和7年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)□ ④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	記載事項の整理
令和7年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)□ ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	健康増進法によるがん検診対象者	事後	記載事項の整理
令和7年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)□ ⑥提供方法	(記載なし)	[○]情報提供ネットワークシステム (略)	事後	記載事項の整理
令和7年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)□ ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けた都度	事後	記載事項の整理

令和7年12月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所</p>	<p>＜旭川市の措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙媒体の情報については、旭川市の事務取扱規程に基づく文書保管(保存及び廃棄)を行う。 ・データ保管場所については、鍵や監視機能等によって許可されない者は立ち入れない電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理を行っている。(管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行う部屋をいう。) ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザーに対する認可機能によって、そのユーザーがシステム上で利用できることを制限することで認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	<p>＜旭川市の措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙媒体の情報については、旭川市の事務取扱規程に基づく文書保管(保存及び廃棄)を行う。 ・データ保管場所については、鍵や監視機能等によって許可されない者は立ち入れない電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理を行っている。(管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行う部屋をいう。) ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザーに対する認可機能によって、そのユーザーがシステム上で利用できることを制限することで認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 	事前	ガバメントクラウド移行に伴い追記
令和7年12月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目</p>	<p>(記載内容の修正)</p>	<p>(記載のとおり)</p>	事前	ガバメントクラウド移行に伴う修正

令和7年12月1日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続口	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事後	記載事項の整理
令和7年12月1日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(記載なし)	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	事後	記載事項の整理
令和7年12月1日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	(記載なし)	[十分である]	事後	記載事項の整理

令和7年12月1日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(記載なし)	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	事後	記載事項の整理
令和7年12月1日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクへの対策は十分か	(記載なし)	[十分である]	事後	記載事項の整理

令和7年12月1日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(記載なし)	<p>＜旭川市における措置＞ ①本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで、安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うこと、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事後	記載事項の整理
令和7年12月1日	III リスク対策 8. 監査□	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [○]外部監査	事前	ガバメントクラウド移行に伴うシステム更改等による変更
令和7年12月1日	III リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法□	＜本市における措置＞ ・職員に対し、個人情報保護に関する研修を行っている。 (略)	＜本市における措置＞ ・職員に対し、個人情報保護及びマイナンバー制度に関する研修を行っている。 (略)	事後	実態に即した内容への変更

令和7年12月1日	III リスク対策 10. その他のリスク対策	<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	事前	ガバメントクラウド移行に伴い追記
令和7年12月1日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 ①請求先	<p>〒070-8525 旭川市6条通9丁目(総合庁舎1階)</p> <p>旭川市 市民生活部 市民活動課 市民参加推進係 (市政情報コーナー) 0166-25-9101</p>	<p>旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当)</p> <p>〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階)</p> <p>電話番号 0166-25-6012</p>	事後	機構改革に伴う修正 新庁舎移転に伴う修正
令和7年12月1日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	<p>〒070-8525 旭川市7条通10丁目(第2庁舎3階)</p> <p>旭川市保健所 健康推進課 0166-25-6315</p>	<p>旭川市健康保健部 健康推進課(健康企画担当)</p> <p>〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎4階)</p> <p>電話番号 0166-25-6315</p>	事後	機構改革に伴う修正 新庁舎移転に伴う修正
令和7年12月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和4年2月14日	令和7年12月1日	事前	